

特別支援教育の現状と 国の取組

平成 20年 9月 14日

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
特別支援教育調査官 下山直人

特別支援教育の推進

特別支援教育のスタート

- 19年4月から特別支援教育がスタート
- 特別支援教育は、一人一人のニーズを把握して適切な教育を行うもの
- 新たに発達障害の子どもを対象に
 - 小中学校における特別支援教育のシステムづくり
- 盲・聾・養護学校から特別支援学校へ

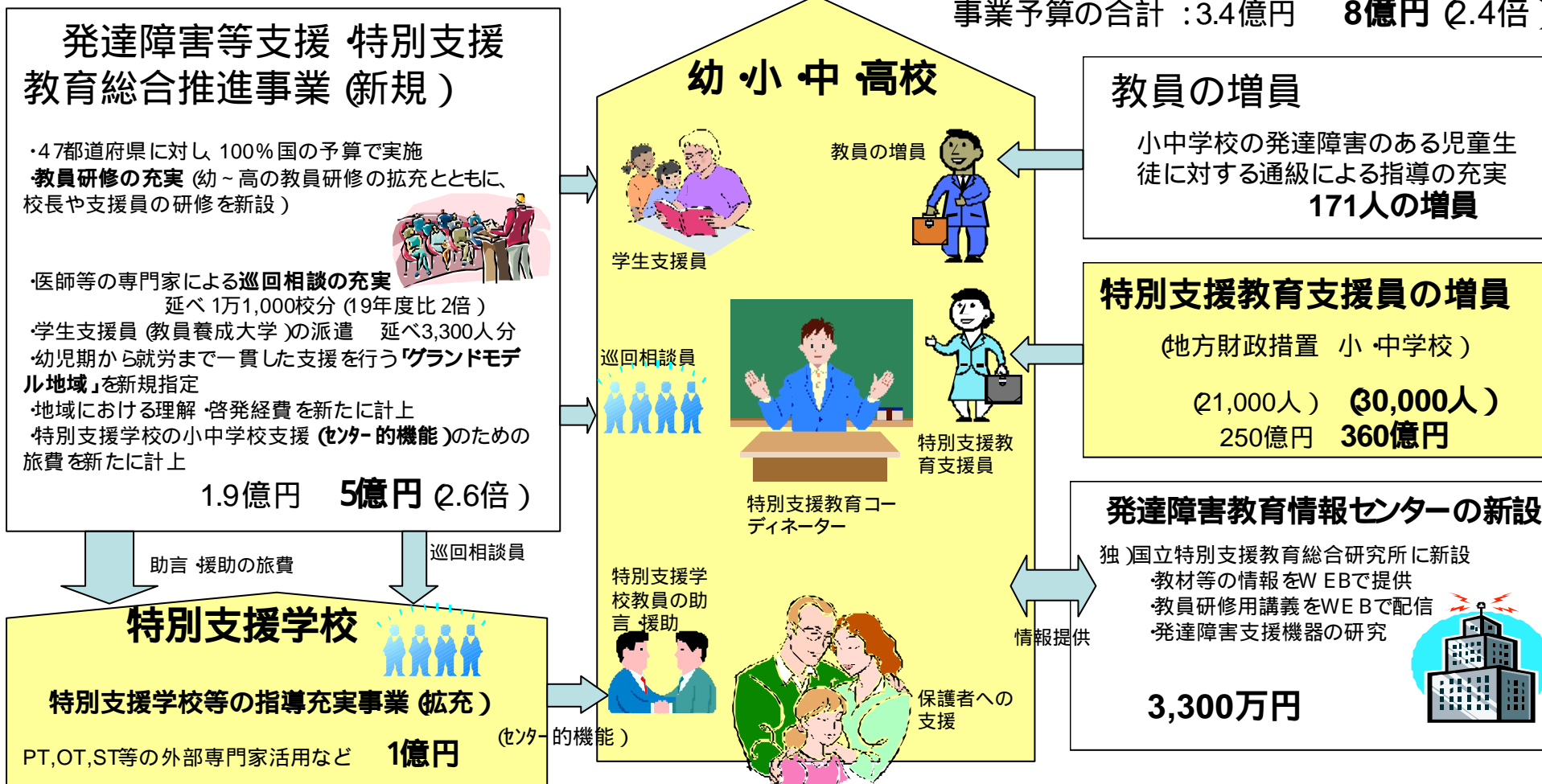
学校教育における制度の改正

- 改正教育基本法 (H18.12.22)
 - 障害のある者に対して、国及び地方公共団体が教育上必要な支援を講じなければならないことを規定
- 学校教育法等の一部を改正する法律 (H19.4.1)
 - 特別支援学校制度の創設、小学校等の要請に応じ助言、援助に努めることを規定
 - 小学校等における教育上特別の支援を必要とする児童等に対する教育について規定
- 学校教育法施行令の改正 (H18.4.1)
 - 障害のある児童の就学先決定時における**保護者からの意見聴取の義務付け**

発達障害支援 特別支援教育の充実

(平成20年度予算の概要)

事業予算の合計 : 3.4億円 **8億円** (2.4倍)



発達障害早期総合支援モデル事業 (拡充)

- ・モデル市町村を追加指定 (10地域 20地域)

5,000万円 **1億3,000万円** (2.4倍)

高等学校における発達障害支援モデル事業 (拡充)

- ・モデル高校を追加指定 (10校 20校)

2,100万円 **5,100万円** (2.4倍)

**特別支援学校
(肢体不自由校を中心に)**

盲・聾・養護学校制度から特別支援学校制度への転換

(従前)

盲・聾・養護学校の制度



転換

(平成19年 4月 ~)

特別支援学校の制度

- ・複数の障害の種別に対応した学校、特定の障害種別に対応した学校のいずれも設置可能
- ・対象とする障害の種類に応じ多様な教育活動を展開
- ・重複障害のある児童生徒に対する適切な教育が一層充実

教育委員会



どのような障害種別を対象とした学校を設置するか判断

(特定の障害種に対応した学校)



(複数の障害種に対応した学校)



平成19年度 特別支援学校数

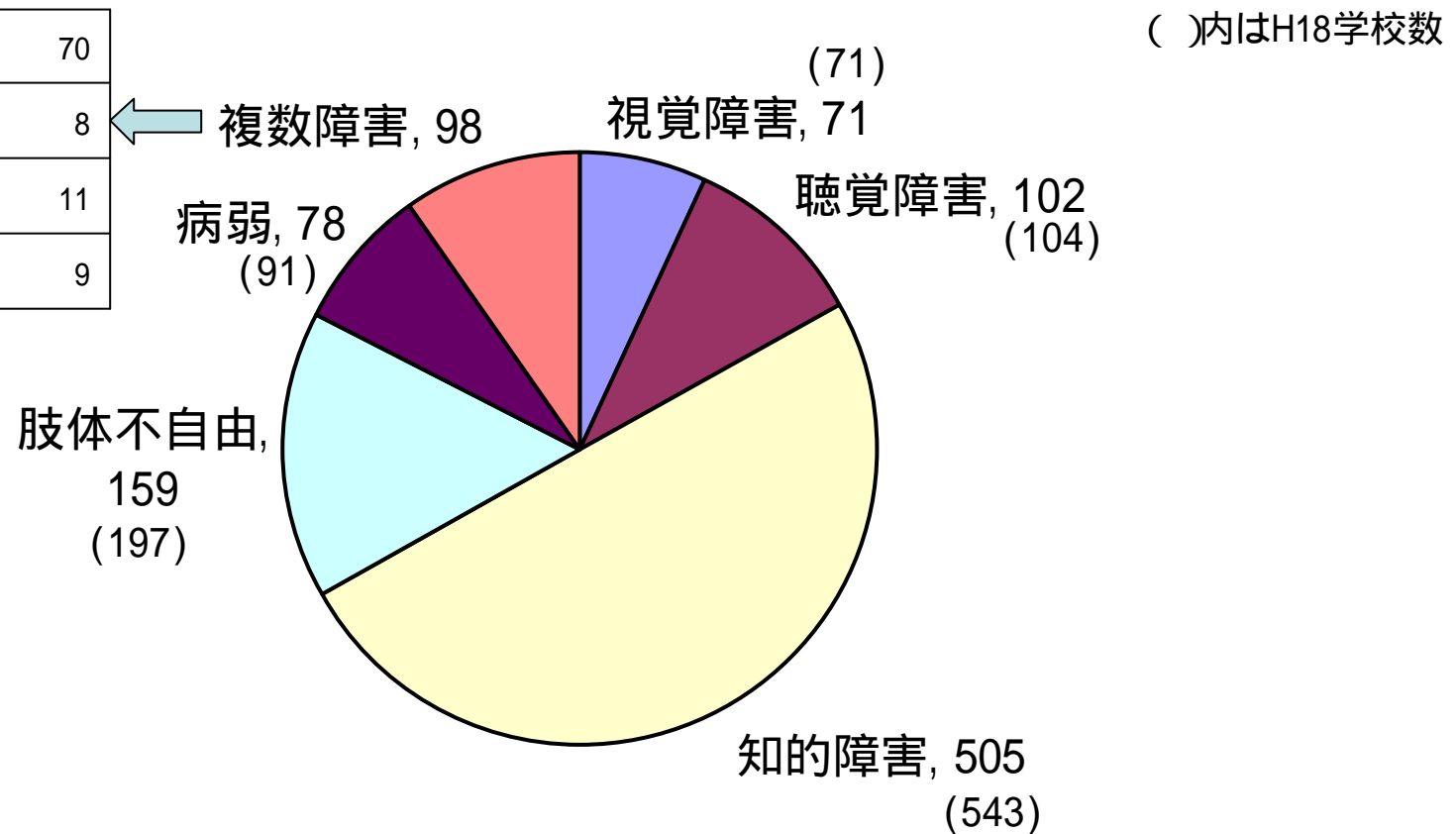
全国の特別支援学校は1,013校 (前年1,006校)

肢体不自由単独校は159校 (H18の肢体不自由養護学校は197校)

肢体不自由児対象校は249校

(複数障害の内訳)

知肢	70
知病	8
肢病	11
知肢病	9



特別支援学校制度とは

- 盲・聾・養護学校から複数障害種別に対応できる特別支援学校へ
- 地域の実情に応じた設置をしやすい(制度の弾力化)
- 障害種別の専門性確保(従来通り)
- 「養護学校」などの名称も可能
- 特別支援教育のセンター的機能を充実

地域の実情に応じた学校へ

- 学校の新設 H19:11校 H20:4校
- 複数の障害種別への対応
 - 126校 (全学校数の1割強)
- 小・中・高への分校 分教室の設置
 - ~ H19:32校
- 法律改正を踏まえた校名変更
 - 329校 (全学校数の約3割)



身近な場所で、複数障害対応の増加、肢体不自由の子どもが少ない学校も

教員の資質の向上への取組

- 新しい免許（特別支援学校教諭免許状）
 - －重複障害（障害の重い子どもの教育）について必修
 - －指導する領域（障害種別）を定めた免許状
- 免許の更新制（10年ごとに教員として必要な最新の知識技能を身につける）
 - －特別支援教育に関する新たな課題も必ず扱う

教育内容の充実を目指した取組



学習指導要領が変わります

平成21年4月から、幼稚園、小学校、中学校で、
新しい教育内容がスタートします

平成21年4月から
新しい教育内容が
スタートします。

幼稚園、小学校、中学校の
学習指導要領が新しくなりました。

特別支援学校も年内に改訂
が行われる予定です。

3. 特別支援学校における教育課程の改訂はどのような内容なのか。

- 特別支援学校学習指導要領は年内に改訂される予定
- **改訂の方向性** (H20.1中教審答申)
 - 障害の重度・重複化、多様化への対応
 - 一人一人の実態に応じた指導の充実
 - 自立と社会参加に向けた職業教育の充実
 - 交流及び共同学習の推進

特別支援学校等の指導充実事業

(平成19年度予算額 72,085千円) 平成20年度予算額(案) 100,086千円

特別支援学校等における障害の重度・重複化、多様化などの喫緊の課題に対応し、自立と社会参加に向けた指導の改善を図るための施策を総合的に行う。

特別支援教育研究協力校

特別支援学校や小・中学校等の特別支援教育に関する教育課程の編成又は学習指導の方法等について実践研究を行う。

PT、OT、ST等の外部専門家を活用した指導方法等の改善に関する実践研究事業

・特別支援学校において、PT、OT、ST等の外部専門家を活用し、医学的、心理学的などの専門的な視点から指導方法等の改善等について、モデル的な実践研究を実施する。

指定

12都道府県市教育委員会

PT(理学療法士)
身体機能面の評価
運動機能の改善・向上についての指導

OT(作業療法士)
ADL(日常生活動作)の評価
日常生活、作業活動の改善に役立つ教材の製作

ST(言語聴覚士)
ことばの発声・発音の評価
人工内耳を装着した児童生徒の聞こえの評価、改善

その他の専門家
心理学の専門家 専門の医師等

活用

特別支援学校

活用

活用

教員と協力した指導の改善
校内研修における専門的な指導

活用

職業自立を推進するための実践研究事業

・学校、労働関係機関、企業等の連携・協力の下、職業教育の質的改善、新たな職域開拓や現場実習の充実など、特別支援学校高等部生徒の職業自立を推進するための実践研究を実施する。

医療的ケアへの取組

医療的ケアを必要とする幼児児童生徒

医療的ケアの必要な幼児児童生徒は、特別支援学校全幼児児童生徒数の6%

区分	在学者数 ¹	医療的ケアが必要な幼児児童生徒数（人）					
		幼稚部	小学部	中学部	高等部	合計	割合(%)
通学生	99,901	42	2,267	1,064	1,124	4,497	4.5%
訪問教育 (家庭)	1,466	1	534	203	196	934	63.7%
訪問教育 (施設)	810	0	115	50	159	324	40.0%
訪問教育 (病院)	1004	0	161	81	139	381	37.9%
合計	103,181	43	3,077	1,398	1,618	6,136	5.9%

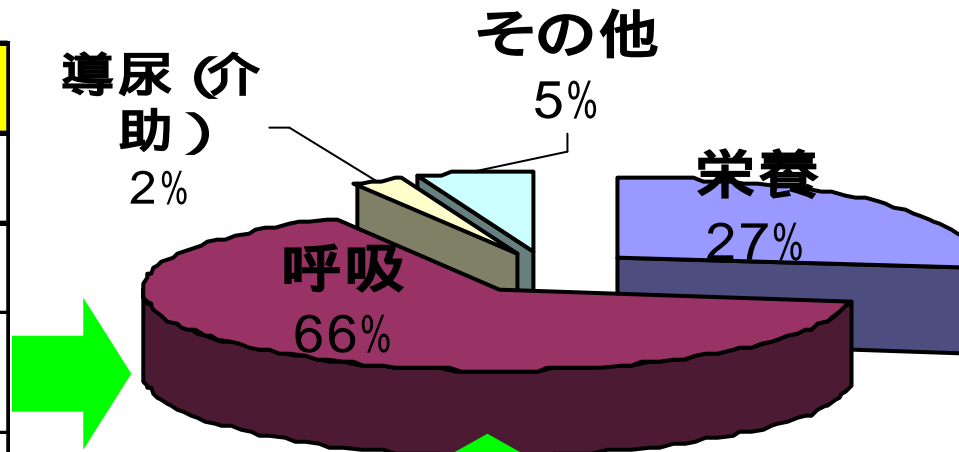
1 高等部専攻科の生徒数を除く。

医療的ケアの内訳

教員が行うことができるケアは4割,看護師でなければできないケアが6割,看護師の適切な配置が必要

ケアの内訳

口腔・鼻腔 (咽頭より手前)	2,349
口腔・鼻腔 (咽頭より奥)	1,521
経鼻咽頭エアウェイ内	122
気管切開部 (気管カニューレより)	1,366
気管切開部の衛生管理	1,277
薬液の吸入	1,324
経鼻咽頭エアウェイの装着	146
酸素療法	762
人工呼吸器の使用	545



経管栄養 (鼻腔から)	2,273
経管栄養 (胃ろう)	1,340
経管栄養 (腸ろう)	87
口腔ネラトン法	115
IVH中心静脈栄養	32

看護師の配置

特別支援学校の看護師配置は増加傾向

	医療的ケア対象者		看護師	看護師資格を有する養護教諭	教員数
	在籍校	対象者数			
15年度		5,729人	245人		
17年度	542校	5,824人	597人	35人	2,769人
18年度	553校	5,901人	707人	28人	2,738人
19年度	553校	6,136人	853人	40人	3,076人

1. 校外活動で看護師による医療ケアが受けられない現状をどの様に指導されているのか。

■ 各都道府県市で看護師の配置等の体制を整備

– 厳しい財政状況の中で看護師配置に努力

– ケアの実施にあたっては教員がその一部を担ったり保護者の協力を得たりしている

■ 校外の活動における医療的ケア

– 看護師の配置も含め、教育委員会、学校、保護者、医療機関等の関係機関の協力により対応

2. 普通小学校、中学校における医療ケア体制については、どのように検討されているのか。

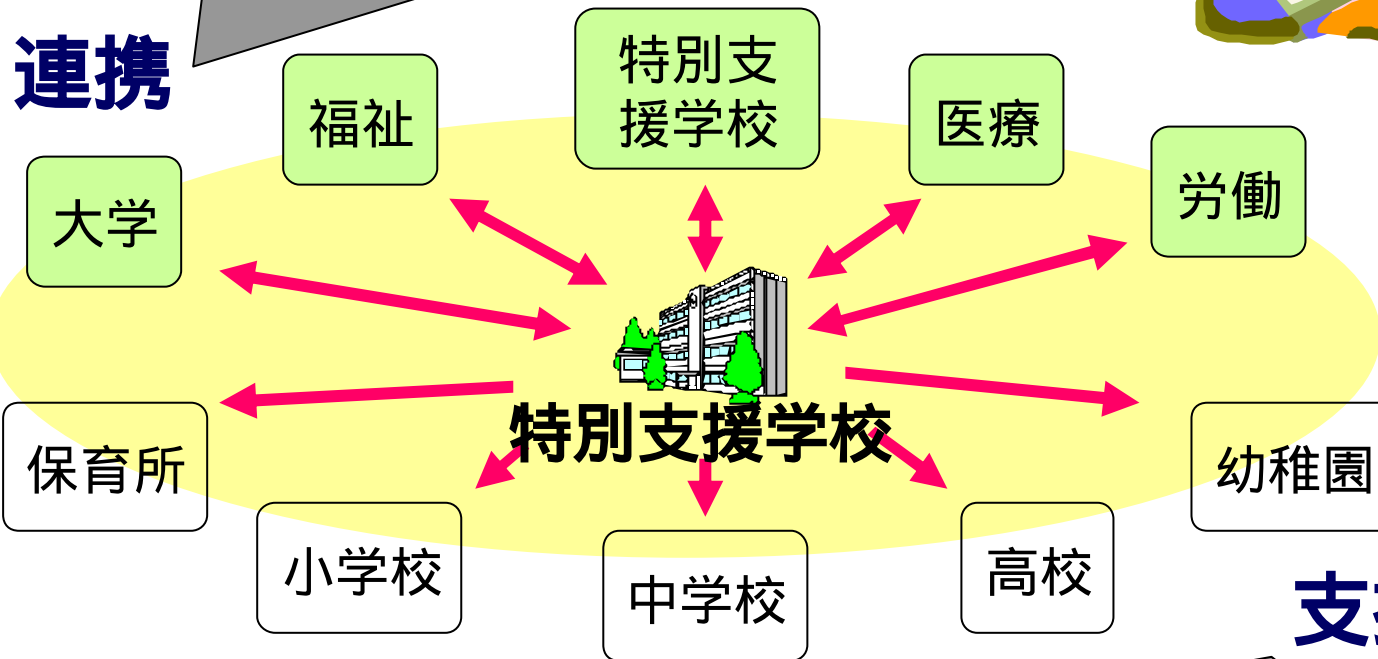
- 医療的ケアを必要とする子どもの就学
 - － 入学後の体制の検討が必要
 - 就学指導委員会等の専門家の意見を聴いて慎重に判断
 - 小・中学校において適切な教育を行うことが可能か
 - 看護師の配置、保護者の協力等の支援体制

地域の特別支援教育のセンターとしての取組

地域で支援にかかわる関係機関の連携・協力
(例)子どもが関わっている福祉・医療・労働機関との情報交換
大学の研究者の助言を受ける・大学生に実習の場の提供等



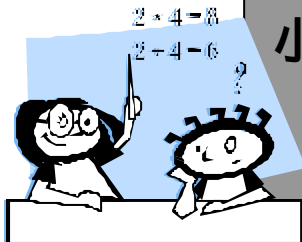
連携



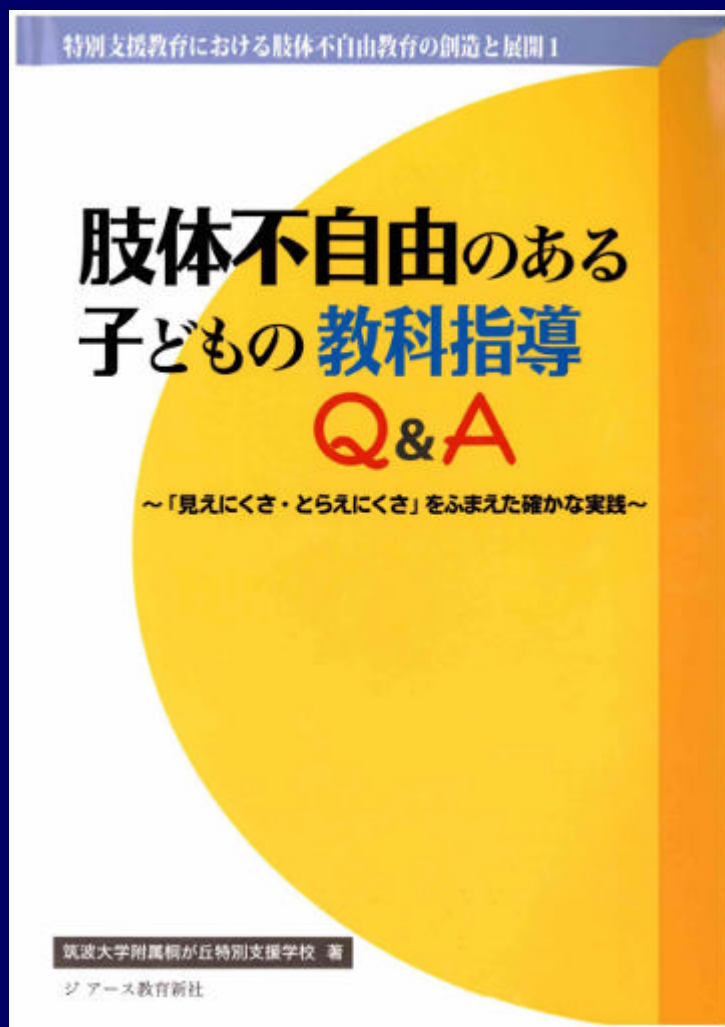
支援

小・中学校等において支援を必要とする子どもの教育に関する助言・援助

(例)担任等への指導方法等の助言、教材や支援機器の提供
個別の指導計画作成の支援、校内研修会での講師等



専門性を生かした小中学校等支援

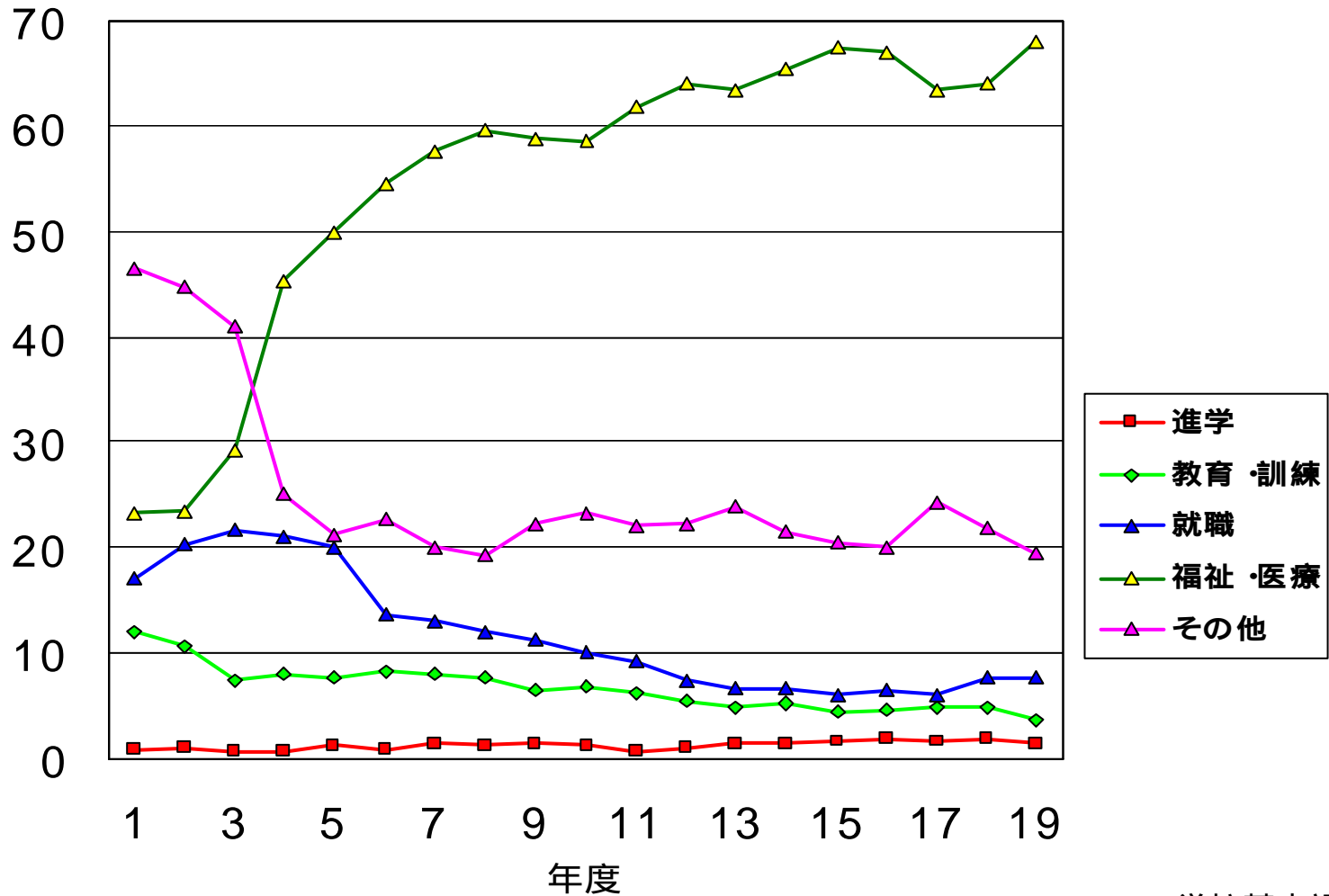


肢体不自由のある
子どもの教科指導 Q&A」
～「見えにくさ・とらえにくさ」をふま
えた確かな実践～

筑波大学附属桐が丘
特別支援学校 著

高等部卒業生の進路状況

進学,教育・訓練は減少,就職は横ばい,福祉・施設は増加,その他は減少

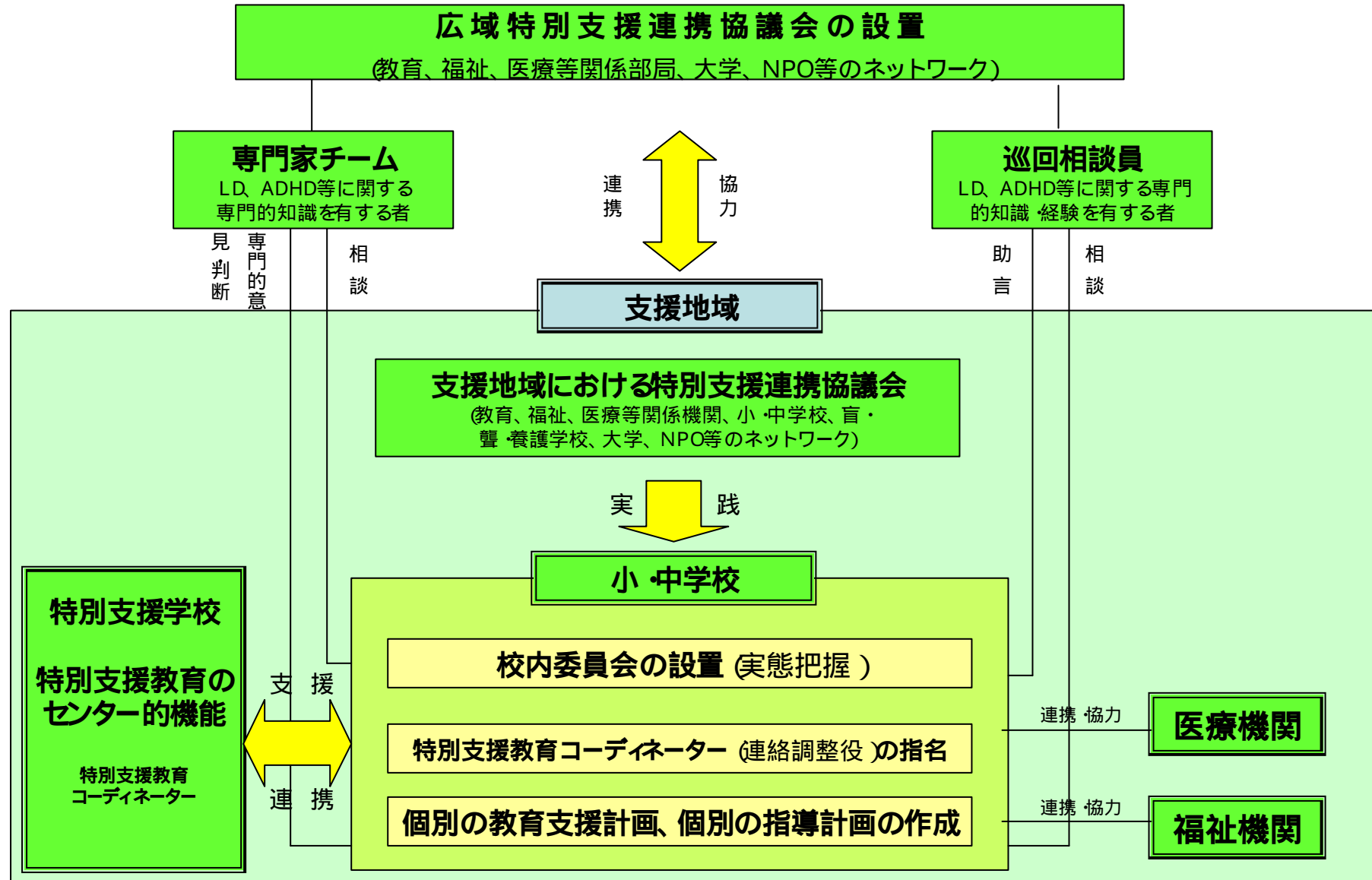


1. 中・軽度の生徒の就労に繋げる専門学校等の教育の場が必要と考えるがどうか。

- **就職 , 進学 , 教育訓練機関に進む生徒は約1割**
 - 肢体不自由単一の障害でも , 福祉施設等に進む生徒が少なくない
- **就職や進学にかかわる支援の充実**
 - 就労支援の取組の進展 , 障害者雇用率の改善
 - 各大学や学生支援機構などによる障害学生の支援
- **一人一人の夢や希望を実現するために**
 - 小学部入学から自立心を高める
 - 12年間を通じた職業意識の形成などのキャリア教育
 - 自立のために必要な教育の充実
 - 関係機関等との連携による移行支援の充実

小・中学校等の特別支援教育

地域における特別支援教育体制



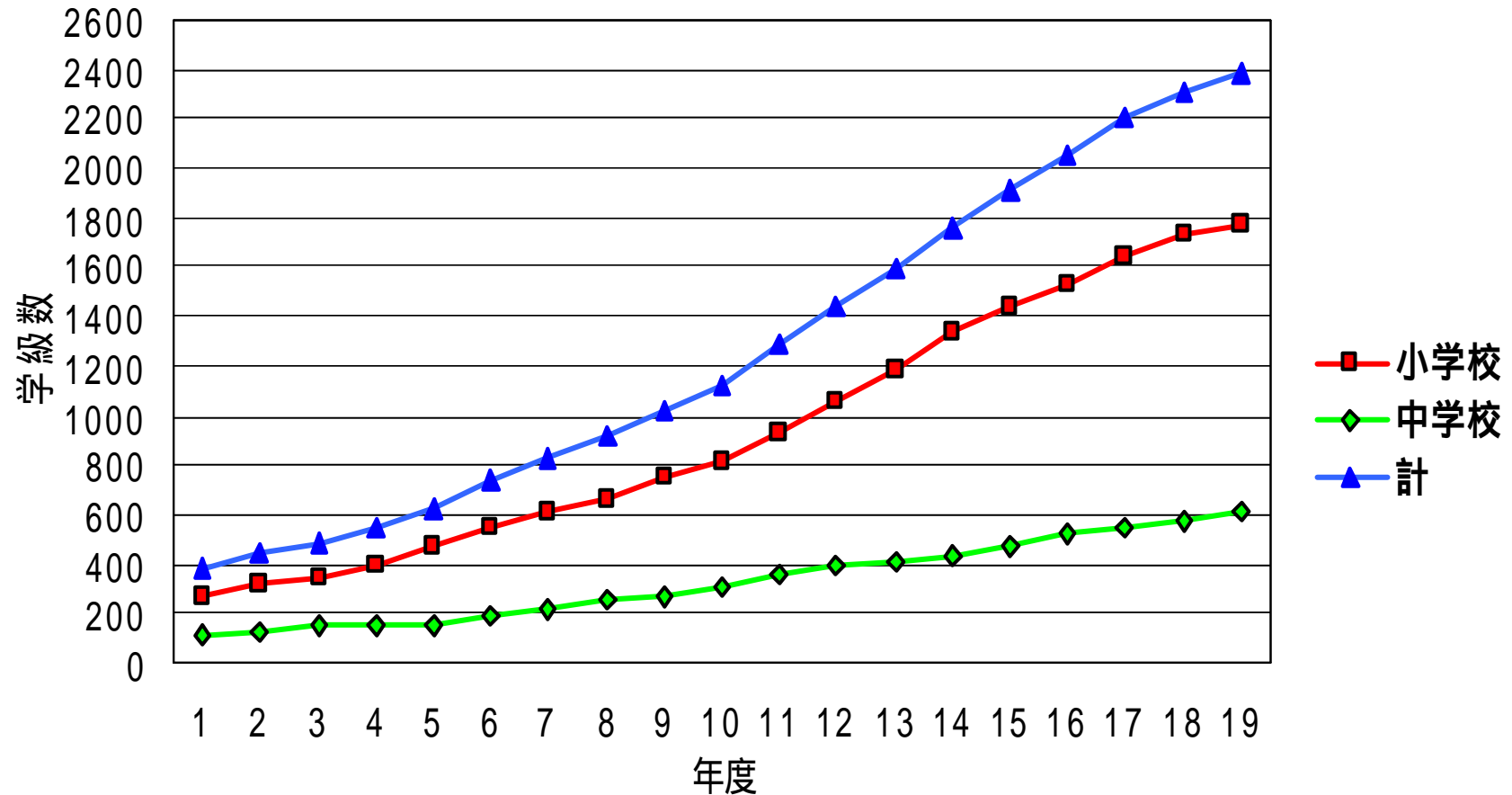
この図は、平成16年1月文部科学省刊行の「小・中学校におけるLD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒のための教育支援体制整備のためのガイドライン(試案)」に示された「支援体制全体像」をもとに筆者が作成したものである。

小・中学校における 特別支援教育の取組

- 学校全体の組織的対応
 - 校内委員会 , 特別支援教育コーディネーター , 校長のリーダーシップ
- 地域における支援体制の整備
 - 専門家チーム , 巡回相談員
- 個別的な支援の充実
 - 特別支援学級の活用 , 通級による指導の対象の拡大 , 支援員配置の増加

肢体不自由特別支援学級の推移

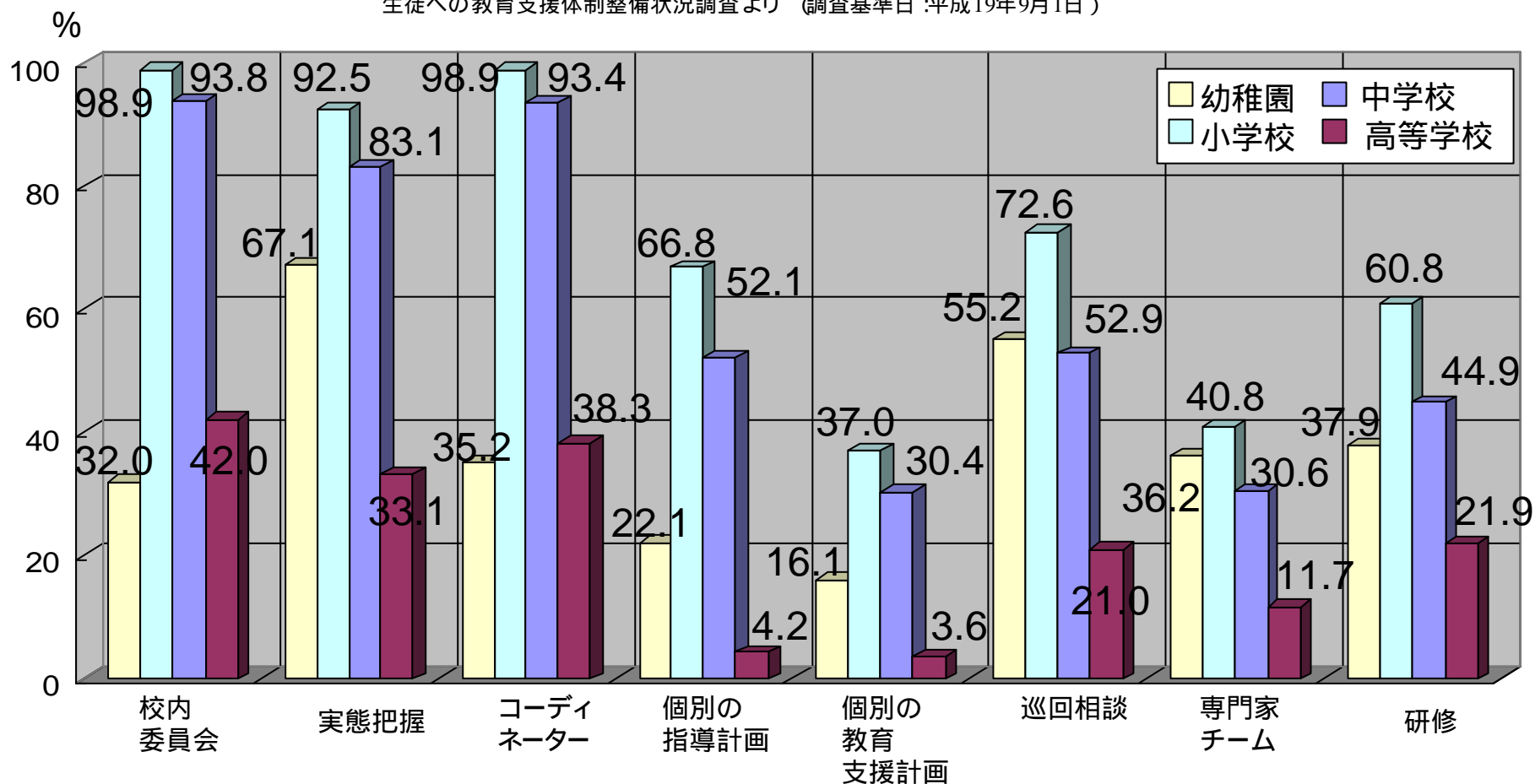
特別支援学級は増加傾向が続く
小学校 , 中学校とも平成 10年度の 2倍以上



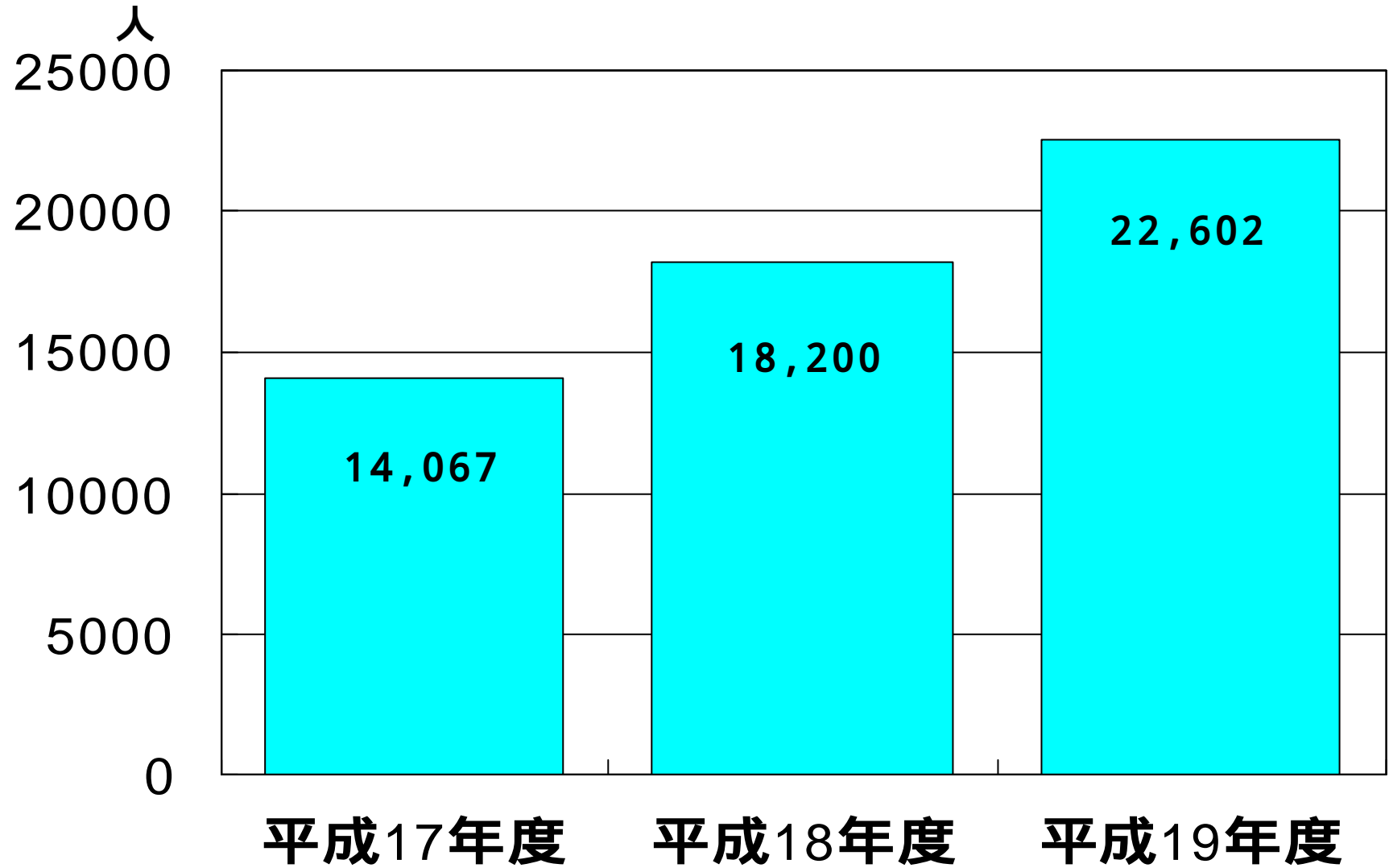
支援体制の整備状況（19年度）

幼稚園,小・中学校,高等学校

文部科学省 平成19年度幼稚園,小学校,中学校,高等学校等におけるLD,ADHD,高機能自閉症等のある幼児児童生徒への教育支援体制整備状況調査より (調査基準日:平成19年9月1日)



特別支援教育支援員配置状況



小・中学校における特別支援教育の充実 —学習指導要領への明確な位置付け—

第1章総則 第4 指導計画の作成等に当たっての配慮事項

障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導
についての計画又は家庭や医療、福祉等の業
務を行う関係機関と連携した支援のための計画
を個別に作成することなどにより、個々の児童
の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法
の工夫を計画的、組織的に行うこと。

1.障害の子ども達を教える教員の教育 体験学習・レベルアップ等の計画はどうなっているのか。また、教員は各学校に対応できるように配置されているのか。それは計画通りに推移しているのか。

- 通常の学級の教員が障害を理解し、適切な指導方法を身に付けていくことが極めて重要
- **文部科学省 発達障害等支援 特別支援教育総合推進事業**
 - H20予算 約5億円、H21要求 約8億円
 - コーディネーターの指名や専門家チームの設置等
 - 研修の積極的推進 管理職、コーディネーター、一般教員等
- **特別な指導を必要とする子どもへの対応**
 - 通級担当教員 H20 :171名増員 H21 :352人の増員要求
 - 特別支援教育支援員の配置
- **国の研究所による指導者研修**

2. 今後の障害児教育における予算や人員の見通しについてお伺いします。

■ 教職員定数の改善に係る平成21年度概算要求

－ 行革推進法の範囲内で1,500人の教職員の定数改善

■ (参考)

－ 主幹教諭によるマネジメント機能の強化 896人

－ 教員の事務負担の軽減 73人

－ **特別支援教育の充実** 434人

■ **小・中学校の通級指導の充実(352人)**

■ **特別支援学校のセンター的機能の充実(35人)**

■ **養護教諭定数の充実(47人)**

－ 外国人児童生徒への日本語指導の充実 50人

－ 食育の充実(栄養教諭定数の充実) 47人

■ 退職教員等外部人材活用事業

－ **特別支援学校のセンター的機能の充実**など、教員が子ども一人一人に向き合う環境をつくるため、7,000人から10,500人に拡充

今後の対応

障害者の権利に関する条約

2006年12月 国連総会で採択 2007年9月 署名
2008年 5月 発効

第24条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、…あらゆる段階における障害者を包容する教育制度 (an inclusive education system) 及び生涯学習を確保する。
- 2 締約国は、1の権利実現に当たり、次のことを確保する。
 - (a) 障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと…(略)

特別支援教育の推進に関する 調査研究協力者会議について

(第1回 平成20年8月13日)

1.趣旨

特別支援教育の実施状況を評価しつつ、特別支援教育の具体的な推進方策について、検討を行うこととする。

2.検討事項

- (1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における特別支援教育の推進体制の整備について
- (2) 乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援について
- (3) 障害のある児童生徒の就学について
- (4) その他

4. 普通校のバリアフリー化や、障害児教育の専門的な職員の配置について、地方自治体の指導強化を図るための対策はどうなっているか。
5. 緊急避難場所である一般校のバリアフリー化をどの様に進めているか。

■ 障害児教育に関する専門的な教員の配置

- 研修等で全教員のレベルアップ, 通級による指導の教員の増員,
- 都道府県市の教員採用・異動等

■ 普通校のバリアフリー化

- バリアフリー化を推進するための**指針や事例集の作成**
- 避難所となる学校施設の防災機能の充実を図るため、**バリアフリー対策について取り組むよう通知**
- スロープ等のバリアフリー化に係る施設整備について**国庫補助**